

県立体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第25号

県立体育館条例施行規則の一部を改正する規則

県立体育館条例施行規則（昭和42年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
区 分	単 位	利用料金の上限額		区 分	単 位	利用料金の上限額	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催し に使用する場 合			アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催し に使用する場 合
会議室	[略]	円 <u>280</u>	円 <u>670</u>	会議室	[略]	円 <u>290</u>	円 <u>690</u>
ステージ	[略]	<u>280</u>	<u>880</u>	ステージ	[略]	<u>290</u>	<u>910</u>
選手控室	[略]	<u>230</u>	<u>470</u>	選手控室	[略]	<u>240</u>	<u>480</u>
放送設備	[略]	<u>280</u>	<u>670</u>	放送設備	[略]	<u>290</u>	<u>690</u>
電光掲示板	[略]	<u>340</u>	<u>670</u>	電光掲示板	[略]	<u>350</u>	<u>690</u>
総合演技台	[略]	<u>1,380</u>	<u>2,710</u>	総合演技台	[略]	<u>1,420</u>	<u>2,790</u>
ピアノ	[略]	<u>540</u>	<u>1,090</u>	ピアノ	[略]	<u>550</u>	<u>1,120</u>
[略]				[略]			
体操用具	[略]	<u>1,110</u>	<u>2,220</u>	体操用具	[略]	<u>1,140</u>	<u>2,280</u>
新体操用マット	[略]		<u>390</u>	新体操用マット	[略]		<u>400</u>
バスケットボール用具	[略]		<u>340</u>	バスケットボール用具	[略]		<u>350</u>
[略]				[略]			
トランポリン	[略]		<u>340</u>	トランポリン	[略]		<u>350</u>
レスリングマット	[略]		<u>390</u>	レスリングマット	[略]		<u>400</u>
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。